

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第93号 自動車臨時運行許可番号標の失効…（市民課）…2

公 告

- 公告第36号 宇治都市計画地区計画の原案の縦覧
……………（都市計画課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第10号 教育委員会の招集……………2

公 営 企 業

- 告示第11号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始……………2

告 示

宇治市告示第93号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 705 宇治	令和3年7月30日	令和2年9月30日

公 告

宇治市公告第36号

宇治都市計画地区計画の原案の縦覧について

宇治都市計画地区計画（東車上り地区）の案を作成したいので、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（平成20年宇治市条例第10号）第19条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該地区計画の原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係を有する者は、当該地区計画の原案に対し、令和3年8月20日までに市長に意見書を提出することができます。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

- 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画地区計画（東車上り地区）
- 地区計画の位置及び区域
宇治市菟道東車上りの一部及び羽戸山一丁目の一部
- 地区計画の原案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課及び行政資料コーナー
- 地区計画の原案の縦覧期間
令和3年7月30日から同年8月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和3年7月19日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和3年7月20日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 会議録署名委員の指名について
 - 会期について
 - 報告

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第11号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和3年7月30日

宇治市長 松村 淳子

供用及び 処理開始 年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の 合流式又は 分流式の別	終末処理場 の位置及び 名称
令和3年 7月30 日	木幡北山畑の一部、平尾台四丁目の一部、菟道門前の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和3年 7月30 日	槇島町十一の一部・中川原の一部・吹前の一部、伊勢田町若林の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター